

亀山地域産業活性化基本計画

1 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標

(1) 地域の特徴と目指す産業集積の概要について

(地理的条件、既存の産業集積の状況、インフラの整備状況等地域の特徴について)

【地理的条件等】

当地域は、三重県の中北部に位置し、県内の主要都市である津市や四日市市、鈴鹿市からは20km圏内に、名古屋市からは約50km、大阪市からは約100kmの距離にある。中部・関西両圏のほぼ中間に位置し、古くから東西交通の要衝として人・もの・情報の交流がまちの発展を支えており、歴史的な町並みは往時の面影を残している。

区域面積は、190.91k㎡。当地域の北西部には、標高500mから900m前後の山々が連なる鈴鹿山脈があり、そこから東方面にかけては、伊勢平野へと続く傾斜面の丘陵地や台地が形成され、中央部には、伊勢湾へと注ぐ鈴鹿川と中ノ川が東西に流れている。

平成21年の年間平均気温は15.1℃、冬季(1月)の平均気温は、4.2℃と伊勢湾内陸部の温暖な気候である。

東西文化が交流する歴史情緒豊かなまち、恵まれた自然環境に囲まれ暮らしやすいまち、それが亀山である。



【既存の産業集積等】

当地域の産業別就業人口は、第1次産業が3.1%、第2次産業が41.9%、第3次産業が55.1%（H22国勢調査）であり、全国・県平均と比較し、第2次産業の占める割合が高くなっている。一方、第1次産業就業者割合は、昭和60年に比べ2分の1以下まで減少し、第3次産業就業者割合は、年々増加している。

（農業）

農業は、気候や土質が茶の栽培に適していたことから、古くから茶の生産が盛んであり、市内には大規模農園の実験を目的として昭和58年に造成された88.8haの中の山パイロット茶園がある。茶生産では全国第3位の生産量を持つ三重県の中でも第3位の生産量となっている。

〔農林水産省「H22農林水産統計」、三重県「第54次三重農林水産統計年報」〕

（商業）

商業は、旧東海道沿いに商店街が形成され、隣接してショッピングセンターが立地しているが、大規模な郊外型ショッピングセンターが近隣市に立地していることもあり、日用品以外は市外への消費流出が目立っている。

（工業）

工業は、生糸やローソクといった地場産業が古くから盛んであり、昭和38年には、低開発地域工業開発促進法の地域指定を受け、地理的優位性や高速自動車網整備などの好条件にも恵まれたことから、製造業を中心とした内陸工業都市として発展してきた。

隣接する鈴鹿市に本田技研工業(株)鈴鹿製作所があることから自動車関連産業が多数立地し、その他古河電気工業(株)の銅線工場に代表される非鉄金属産業などが市内製造品出荷額において大きな割合を占めてきた。さらに、平成14年には三重県型の産業クラスターを形成しようとする「クリスタルバレー構想」の核企業となる世界的大手液晶パネル企業シャープ(株)の誘致に成功した。シャープ(株)誘致にあたっては、企業スピードに遅れをとらないよう、法的諸手続きの早期処理を進めるため官民一体の定例連絡会議を開催するとともに、周辺の道路整備や工業用水の供給といったインフラ整備、また、当時では他の自治体に例のない奨励制度の創設など様々な誘致支援を行なった。

亀山工場は、液晶シャープのあらゆる技術とノウハウが集結した世界最高水準のものづくり拠点であるとともに、地域や環境と共生した「スーパーグリーンファクトリー」として、その将来性や先駆性は産業集積を図る大きな求心力となった。液晶パネル産業は裾野が広く、FPD（フラットパネルディスプレイ）製造関連

企業約 80 社が県内に操業し、市内では、シャープ(株)亀山工場が操業する民間工業団地「亀山・関テクノヒルズ」を中心に関連企業が立地した。

当地域の製造品出荷額等の額は、平成元年から平成 15 年までは 3,000 億円台で推移していたが、平成 16 年には 5,957 億円に急伸し、平成 22 年は 10,860 億円となっている。また、経済誌による経済的な発展と環境保全の持続可能性を評価する、全国都市サステナブル度調査では、亀山市は、平成 21 年調査において人口 5 万人未満の都市ランキングで 1 位、平成 23 年調査では、人口 5 万人以上 10 万人未満の都市ランキングで 3 位になるなど、シャープ(株)亀山工場の立地はこれまでの自動車関連や非鉄金属等の既存製造業群とともに、強固な産業構造を構築し、市の発展へと繋がっている。

また、昼夜間人口比率が逆転し、従来のベットタウン的な都市から、「働くまち」へと変貌し、就業地としての拠点性も向上している。

このようにシャープ(株)亀山工場の立地は、人口 5 万人の地方都市に地域経済効果や様々な波及効果を生み、特に亀山工場から出荷される液晶テレビには、工業製品では異例の原産地表示がされ、「亀山」の知名度は飛躍的に向上することとなった。

さらに、シャープ(株)亀山工場では、世界的な需要動向に合わせ、中小型液晶パネルの生産拠点への転換が図られており、新たな発展が期待されている。

(亀山地域の面積、人口に関するデータ)

	面積 (k m ²)		人口 (人)	
		割合 (%)		割合 (%)
三重県	5761.55	100.00	1,854,742	100.00
亀山地域	190.91	3.31	51,047	2.75

面積：国土交通省国土地理院「平成 22 年度全国都道府県市区町村別面積調」

人口：総務省「H22 国勢調査」

(亀山地域の産業構造[産業別就業人口]に関するデータ)

	総数		第 1 次産業		第 2 次産業		第 3 次産業	
	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)
全国	59,611,311	100.0	2,381,415	4.2	14,123,282	25.2	39,646,316	70.6
三重県	895,097	100.0	33,016	3.9	278,346	32.8	536,802	63.3
亀山地域	25,261	100.0	704	3.1	9,655	41.9	12,708	55.1

総務省「H22 国勢調査」

(亀山地域の製造業に関するデータ)

	事業所数		従業員数 (人)		製造品出荷額等 (億円)		付加価値額 (億円)	
		割合%		割合%		割合%		割合%
総数	135	100.0	10,523	100.0	10,860	100.0	3,474	100.0
11 繊維	10	7.4	171	1.6	15	1.4	7	0.2
16 化学	7	5.2	303	2.9	88	8.1	47	1.4
18 プラスチック製品	11	8.1	1,847	17.6	804	7.4	304	8.8
21 窯業・土石	9	6.7	332	3.2	149	1.4	16	0.5
23 非鉄金属	3	2.2	591	5.6	993	9.1	139	4.0
24 金属製品	14	10.4	494	4.7	108	9.9	42	1.2
25 はん用機械	4	3.0	350	3.3	176	1.6	52	1.5
28 電子部品	4	3.0	2,853	27.1	6,912	63.6	2,495	71.8
29 電気機械器具	6	4.4	295	2.8	52	4.8	14	0.4
31 輸送機械	16	11.9	1,925	18.3	1,068	9.8	220	6.3

経済産業省「H22年工業統計調査」

【インフラ等の整備状況】

(道路)

東西に国道1号と名阪国道、南北に東名阪自動車道と伊勢自動車道を有し、これら幹線道路が亀山インターチェンジで結節するという恵まれた環境にある。平成20年には、新名神高速道路が開通し、渡り線を通して東名阪道自動車道にアクセスされたことにより、広域幹線道路ネットワークは飛躍的に拡充した。また、亀山パーキングエリアのETC専用スマートインターチェンジ設置により民間工業団地「亀山・関テクノヒルズ」へのアクセス時間が短縮。交通分散化により、渋滞軽減にも繋がっている。



(鉄道網)

JR 亀山駅は中部・関西経済圏を結ぶ JR 関西本線と JR 紀勢本線の分岐点である。また、新たな国土軸となり得るリニア中央新幹線停車駅の市内設置を目指し、「リニア中央新幹線・JR 複線電化推進亀山市民会議」を通じた誘致活動を行っている。

(港湾)

四日市港までの所要時間は、当地域から高速道路を利用し約 30 分である。四日市港は、国際拠点港湾に指定されており、国際海上貨物輸送網の拠点として、県内の輸出入産業に大きく貢献している。また、平成 18 年に、霞ヶ浦地区で水深 14m の次世代高規格コンテナターミナルが供用開始されたことにより、港湾能力がさらに向上している。

(空港)

国際ハブ空港である中部国際空港へは、陸路では、東名阪自動車道から伊勢湾岸自動車道、知多半島道路と知多横断道路を経由して約 1 時間でアクセスすることが可能であり、海路では、津市にあるアクセス港から高速船を利用すると、約 1 時間でアクセスが可能である。

(工業用水等)

当地域の水道供給は、上水道が担っている。また、一部の地域には、県企業庁より北中勢水道用水、亀山市工業用水が供給されている。

(通信インフラ)

ケーブルテレビ網が当地域全域をカバーしており、それらを利用した高速通信網が整備され、インターネット環境は充実している。

(産業支援機関)

三重県では、産業振興の中核支援機関である公益財団法人三重県産業支援センターが新産業の創出、既存産業の経営革新の促進等を行っている。

(教育機関)

当地域には、県内で唯一の「キャリア教育優良学校」である県立亀山高等学校があり、地域に貢献できる有益な人材の育成を担っている。また、隣接する鈴鹿市には、地域に根ざした国立高等専門学校である鈴鹿工業高等専門学校、津市には、工学部、生物資源学部、医学部等を持つ国立大学法人三重大学がある。いずれも産学官連携を積極的に展開され、企業との共同研究が数多く行われている。

(工場用地)

当地域には次のような工場適地がある。

亀山地域における工場適地(民間用地)

	適地名	適地面積(ha)	未分譲面積(ha)
民間工業団地(亀山・関テクノヒルズ)	白木	171.6	103.3
民間遊休地	越川	11.3	11.3
計		182.9	114.6

(目指す産業集積の概要について)

当地域は、これまで地理的特性や充実した交通インフラ、液晶関連産業や自動車関連産業、非鉄金属産業の集積といった強みを活かし内陸工業都市として発展を遂げてきた。亀山市の平成 22 年の製造品出荷額等(約 1 兆 860 億円)は、全国第 9 位の三重県の中で、四日市市、鈴鹿市に次いで第 3 位であり、製造業の集積は市の産業の特徴となっている。

しかし、円高の進行や長引く経済不況、震災を契機とした産業電力供給不安などにより、わが国の製造業を取巻く環境は悪化しており、また、国際市場は新興国へ急激にシフトし、企業の生産拠点が海外へ流出することなどによる、国内ものづくり産業の空洞化が懸念されている。

このような状況下において、本市の産業の持続的な成長を実現していくためには、経済状況や産業構造の変化にも対応できる多様な産業集積を図る必要があり、クリーンエネルギーや健康関連といった成長産業分野企業を誘致するとともに、異業種連携による新ビジネス分野の創出や、本地域のものづくりを支える既存産業の一層の高度化、高付加価値化を支援することが必要である。

また、当地域産業の成長には、国内にとどまらず、成長著しいアジア地域を中心とし、販路拡大等のグローバルな展開が必要である。そのために成長市場のニーズに迅速・的確に対応できるよう既存企業を支援することが必要である。

このような点から当地域では次の方針に基づき、地域経済の活性化と雇用の創出を図るものとする。

〔液晶パネル等電子部品関連産業の集積〕

・県内の FPD 関連企業の核となるシャープ(株)を中心とした電子部品関連産業の更なる高度化及び高度化に伴う事業展開を支援するとともに、関連企業の更なる集積を図る。

〔自動車等輸送機械関連産業の集積〕

・当地域の製造業の下支えとなっている既存企業をベースとした輸送機械関連企業の技術躍進を推進するとともに、電気自動車、燃料電池車等の次世代自動車や航空宇宙関連企業の誘致及び集積を図る。

〔環境・エネルギー分野の集積〕

・新エネルギーの導入や省エネルギーに関する意識の高まりや自立分散型のエネルギー確保の重要性が再認識される中、今後更なる成長が期待できる産業分野であり、新たな社会モデルを構築するなど地域づくりへの貢献も期待される環境・エネルギー関連企業の誘致及び集積を図る。

〔健康関連分野の集積〕

・超高齢化社会の到来や健康志向の高まりから、今後の成長が見込まれ、農業、観光産業、サービス産業等の幅広い異業種連携による新ビジネスの創造も期待できる健康関連企業の誘致及び集積を図る。

〔物流関連分野の立地〕

・本地域の地理的条件を活かし、製造業の流通機能を支える物流関連産業の更なる誘致及び集積を図る。

【中部地域の広域計画との連携】

・中部経済産業局が提唱する成長戦略「中部地域ハケ岳構造創出戦略」に基づく、中部地域の広域計画と連携することにより、既存企業の高度化、異業種連携による新ビジネスの創造及び海外へのグローバル展開を目指す。

〔「中部地域航空宇宙関連産業集積活性化ビジョン」との連携〕

平成 22 年 2 月 9 日、愛知県、岐阜県、三重県の中部 3 県は、航空宇宙関連産業の集積地である中部地域が連携し、更なる航空宇宙関連産業の集積と高度化を目指すため、「航空宇宙産業集積活性化ビジョン」の基本合意を行ったところである。

当地域には、航空宇宙関連産業の川上産業となりうる素材・部材メーカーの集積があり、既存産業の一層の事業高度化や新たな事業展開、関係地域との連携による産業の活性化が見込まれることから同活性化ビジョンと連携した取り組みを行なっていく。

〔「中部地域次世代自動車関連産業集積活性化ビジョン」との連携〕

平成 23 年 2 月 14 日、愛知県、岐阜県、三重県、富山県及び石川県は、中部地域における広域的な連携による次世代自動車関連産業クラスターの形成を目指し、「中部地

域次世代自動車関連産業集積活性化ビジョン」の基本合意を行ったところである。

当地域には、次世代自動車関連産業の集積を目指すにあたり、既存の自動車関連企業の技術の応用や、高度なものづくり産業の新たな事業展開による産業の創出が見込まれることから、同活性化ビジョンと連携した取り組みを行っていく。

〔「中部地域ヘルスケア関連産業集積活性化ビジョン」との連携〕

平成 24 年 7 月 27 日、愛知県、岐阜県、三重県が連携し、中部地域におけるヘルスケア関連産業クラスターの形成を目指す「中部地域ヘルスケア関連産業集積活性化ビジョン」の基本合意を行ったところである。

ヘルスケア関連産業は、あらゆる分野で取り組みが可能であり、当地域の持つ自然資源などの地域資源の活用や異業種連携により新たなビジネスを生み出すことも期待できることから、当地域が目指す「健康関連産業」の集積とともに同ビジョンと連携した取り組みを行っていく。

（産業防災にかかるとる取り組み）

・広域災害発生時において、地域経済への影響が特に大きいことが想定される輸送機器関連産業における防災・減災対策を目的とし、地域連携 BCP にかかるとる人材養成、普及啓発等により「災害に強いものづくり中部」の構築を目指す。

（国際拠点化にかかるとる取り組み）







・アジア拠点化に向けた政府の動きをとらえ、中部地域における輸送機器関連産業及びヘルスケア関連産業の国際拠点化を推進するため、国内外の産業クラスター等との交流促進、外資系企業や国際展示会・会議の誘致活動及び販路開拓、人材養成等に取り組んでいく。

（2）具体的な成果目標

	現状	計画終了後	伸び率
集積区域における集積業種全体の付加価値額	3,474 億円	3,648 億円	5%

※サービス業については、市町毎の統計資料がないため、上記の数値に含まない。

(3) 目的達成に向けたスケジュール

取組事項 (取組を行う者)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
企業誘致の促進 (県・市)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定集積業種企業を中心とした企業誘致活動 ・パンフレットやホームページ等での企業誘致PR活動 ・企業誘致ガイドブックの作製 ・企業立地優遇措置の充実と整備 				
産業用地の確保 (県・市・企業)	<ul style="list-style-type: none"> ・「亀山・関テクヒルズ」の最終期分譲区域の造成 ・工場適地の見直しと工場用地の調査 ・空き工場や遊休工場用地の調査等による産業用地の把握 				
研究開発・技術支援 (県・市・関係機関)	<ul style="list-style-type: none"> ・産学官民連携による共同研究や技術相談等の支援 ・企業間ネットワークによる研究開発等の取り組み支援 ・支援機関を活用した技術支援 				
人材の育成・確保 (県・市・関係機関)	<ul style="list-style-type: none"> ・産学官民連携によるものづくり人材の育成 ・高等教育機関との連携による有能な人材の確保 ・商工会議所や支援機関との連携による経営者・起業家支援 ・亀山市雇用対策協議会の活用 				
アドバイザーの設置 (県・市・関係機関)	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な企業訪問による企業ニーズ把握 ・企業と連携機関との仲介 				
海外販路の支援 (県)	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の海外展開に対する支援 <p>[海外展開拠点の創出、海外見本市等への県内企業の参加促進等]</p> 				

2 集積区域として設定する区域

(区域)

亀山市

設定する区域は、平成 24 年 4 月 1 日現在における行政区画により表示したものである。但し、集積区域は、以下の地域を除くものとする。

- ・自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)に規定する自然公園地域
- ・自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域(但し、当地域には該当区域なし)
- ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)に規定する鳥獣保護区
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号)に規定する生息地等保護区域等の環境保全上重要な区域(但し、当地域には該当なし)
- ・環境省指定の特定植物群落

※除外区域は、P23 に図示

(集積区域の可住地面積)

6,688ha

総務省「H22 国勢調査」(調査時点:H22.10.1)

3 集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域

(区域)

(1) 亀山・関テクノヒルズ(分譲可能面積 約 28ha)

亀山市白木町川立 40-1 他 269 筆

(2) 民間遊休地(約 11ha)

亀山市関町越川字方時 110 他 12 筆

※設定区域は、P24、P25、P28 に図示

(設定する区域は、平成 24 年 4 月 1 日現在における地番により表示したものである。)

4 工場立地法の特例措置を実施しようとする場合にあっては、その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果

(工業立地法の特例措置を実施しようとする区域)

当面は特例措置を実施せず、実施する必要が生じた場合は、計画の変更により対応する。

5 集積業種として指定する業種（以下「指定集積業種」という。）

(1) 業種名

(業種名又は産業名)

当地域における指定集積業種は、次の業種とする。

- ①液晶パネル等電子部品関連産業
- ②自動車等輸送用機械関連産業
- ③環境・エネルギー関連産業
- ④健康関連産業
- ⑤物流関連産業

(日本標準産業分類上の業種名)

	日本標準産業分類
液晶パネル等電子部品関連産業	16 化学工業
	18 プラスチック製品製造業
	21 窯業・土石製品製造業
	24 金属製品製造業
	26 生産用機械器具製造業
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
	29 電気機械器具製造業
	30 情報通信機械器具製造業
	39 情報サービス業
	71 学術・開発研究機関
	72 専門サービス業
	74 技術サービス業

	日本標準産業分類
自動車等輸送用機械関連産業	11 繊維工業
	17 石油製品・石炭製品製造業
	18 プラスチック製品製造業
	19 ゴム製品製造業
	22 鉄鋼業
	23 非鉄金属製造業
	24 金属製品製造業
	26 生産用機械器具製造業

自動車等輸送用機械関連産業	日本標準産業分類
	27 業務用機械器具製造業
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
	29 電気機械器具製造業
	30 情報通信機械器具製造業
	31 輸送用機械器具製造業
	71 学術・開発研究機関
環境・エネルギー関連産業	日本標準産業分類
	12 木材・木製品製造業
	16 化学工業
	22 鉄鋼業
	23 非鉄金属製造業
	24 金属製品製造業
	25 はん用機械器具製造業
	26 生産用機械器具製造業
	27 業務用機械器具製造業
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
	29 電気機械器具製造業
	31 輸送用機械器具製造業
	33 電気業
	34 ガス業
35 熱供給業	
71 学術・開発研究機関	
健康関連産業	日本標準産業分類
	01 農業(植物工場に限る)
	09 食料品製造業
	10 飲料・たばこ・飼料製造業(たばこ製造業を除く)
	11 繊維工業
	12 木材・木製品製造業
13 家具・装備品製造業	

健康関連産業	日本標準産業分類
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業
	15 印刷・同関連業
	16 化学工業
	24 金属製品製造業
	26 生産用機械器具製造業
	27 業務用機械器具製造業
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
	29 電気機械器具製造業
	39 情報サービス業
	71 学術・開発研究機関
	75 宿泊業
	76 飲食店
79 その他の生活関連サービス業	
物流関連産業	日本標準産業分類
	44 道路貨物運送業
	47 倉庫業
	48 運輸に付属するサービス業(4841 こん包業)

(2) (1)の業種を指定した理由

①液晶パネル等電子部品関連産業

◆県内には、多数の FPD 関連企業が立地しており、当地域には、シャープ(株)の持つ最先端技術とノウハウが集結したシャープ(株)亀山工場を核として、多数の電子部品関連企業が立地している。また、シャープ(株)亀山工場では、世界的な液晶関連市場の変化に対応し、新たに最新技術を取り入れた中小型液晶パネル生産の拠点としての展開が図られることなど、当地域は、今後も液晶パネル等電子部品関連産業の国内拠点地域として更なる集積が期待できる。

②自動車等輸送用機械関連産業

◆隣接する鈴鹿市に本田技研工業(株)鈴鹿製作所があることから、当地域には数多くの自動車部品メーカーが立地している。また、自動車をはじめとした輸送用機械関連産業は、素材型産業、電機・電子産業など幅広い分野にわたる総合産業であることから、関連企

業の活性化や更なる集積は、当地域の多様な産業へ波及効果をもたらし、地域経済の活性化や雇用創出を牽引することが期待できる。

◆電気自動車(EV)や燃料電池車などの普及に向け、ビジネスモデルの転換を迫られる自動車関連産業は、新たな事業展開や新規事業参加が期待できる分野であるとともに、この産業が持つ高度なものづくり技術は、航空宇宙産業をはじめ中部地域が目指す次世代産業分野への応用や融合により新たな価値を創造する可能性がある。

③環境・エネルギー関連産業

◆東日本大震災以降、省エネルギーや節電に対する関心の高まりとともに、自立分散型のエネルギー確保の重要性が再認識され、安全で安心なエネルギーとして太陽光・風力・バイオマスなどの再生可能エネルギーや、省エネルギーやCO₂削減を目的としたコージェネレーション・燃料電池・クリーンエネルギー自動車などの革新的なエネルギー高度利用技術が注目されている。また、平成22年に閣議決定された「新成長戦略」においても「グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略」が位置づけられるなど、環境・エネルギー関連産業は経済成長の鍵として今後更に成長が見込まれる分野であり、スマートシティなどの新たな社会モデルへの展開による一層の成長も期待される。

◆三重県では、エネルギー施策と連動し、成長分野として期待される環境・エネルギー関連産業のさらなる集積をめざす「クリーンエネルギーバレー構想」を推進し、県内企業の優れた既存技術や製品を活かした環境・エネルギー分野への展開や研究開発を促進する取り組みにより、関連産業の集積と育成を図るとともに、多様な産業の育成を目指している。また、このような取り組みは、既存企業の一層の技術革新や製造コストの低減に貢献するものであり、さらなる新エネルギーの導入や省エネルギーの取り組みの促進に繋がるものである。

◆当地域には、自動車産業による切削加工や金型、鋳造、プレス加工などの高度な技術や、電子部品・デバイス関連の精密加工・組立の技術といった環境・エネルギー関連産業の集積を支えるものづくり技術が蓄積されている。また、森林資源などの当地域の地域資源を有効活用した産業の創出が期待できるとともに、環境・エネルギー分野の産業集積は、地域の特性に応じた新エネルギーの導入や普及促進に繋がるものである。

④健康関連産業

◆健康関連産業は、高齢化の進行、健康志向の高まりなどを背景に、今後、市場拡大が期待されている産業である。農業、観光産業、サービス産業などあらゆる分野で取り組みが可能であることから、当地域の既存産業との異業種連携や地域資源の活用により、高付加価値製品や新たなビジネスを生み出すことも可能である。

◆三重県では、産学官民の有機的なネットワーク(産業クラスター)を核にして、次代を担う医療・健康福祉産業の創出と集積を目指すメディカルバレープロジェクトに取り組んでおり、平成 14 年度から、大学研究機関、企業などのポテンシャルを活かし、研究開発、人材育成、知的財産活用、バイオベンチャーの創出、さらに立地の優位性を活かした企業誘致などの施策を、産学官民が一体となり積極的に展開している。

◆平成 22 年 7 月、亀山市は県内の自治体としては初めて、平成 16 年に WHO 西太平洋地域で設立された健康都市連合及び同日本支部に加盟。健康都市という考え方を取り入れて、市民の健康に関する課題への取り組みを強化し、市民と行政が一緒になった健康なまちづくりを進めている。また、平成 23 年 6 月には、国立大学法人三重大学と連携し、三重大学に新たに「亀山地域医療学講座」が設置され、医療保健体制に関する研究・教育を行い、最適な地域医療体制の確立を目指している。

⑤物流関連産業

◆当地域は、中部・関西両圏のほぼ中間に位置し、東西に国道 1 号と名阪国道、南北に東名阪自動車道と伊勢自動車道を有し、これら幹線道路が亀山インターチェンジで結節するという恵まれた環境にあり、平成 20 年には新名神高速道路が渡り線を通して東名阪自動車道にアクセスしたことにより、広域幹線道路ネットワークは更に拡充したところである。

また、当地域から名古屋市までの所要時間は 1 時間以内、大阪市までは 1 時間 30 分以内であり、中部・関西の国際空港や名古屋港、四日市港などの交通インフラがバランスよく活用できることなど、当地域が持つ物流環境の優位性から、物流・配送センター等のさらなる集積が期待できるとともに、企業にとって物流は、効率化や低コスト化など経営戦略上重要なものであることから、相乗効果により、製造業の流通機能の向上も期待できる。

6 指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標

	目標数値
指定集積業種の企業立地件数又は新規事業件数 (5 年累計)	5 件
指定集積業種の製品出荷額又は売上高の増加額	150 億円
指定集積業種の新規雇用創出件数 (5 年累計)	230 人

7 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備（既存の施設の活用を含む。）、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業を実施する者及び当該事業の内容

（産業用共用施設の整備等に関する事項）

（1）工業団地の整備等

民間工業団地「亀山・関テクノヒルズ」は、開発許可面積約 147.1ha のうち開発区域北部の 32.3ha が未造成地となっていることから、事業者による早急な造成着手に協力するとともに産業道路等のインフラ整備を進めていく。

また、企業等が所有する未利用地や物件を調査し、活用可能な企業用地の発掘にも積極的に取り組んでいく。

（人材の育成・確保に関する事項）

（1）高度人材の育成

企業、研究・支援機関、高等教育機関の連携を進め、ものづくりの技術力を支える人材の育成や企業の的確な人材確保を支援する。

（2）経営者、起業家育成

亀山商工会議所と連携を図り、市内中小製造業の経営者を対象とした経営セミナー開催などによる、企業の経営力・技術力向上に向けた取組みや、公益財団法人三重県産業支援センターの支援制度を活用するなどして、市内での新たな事業展開や起業が生まれる環境づくりを進めていく。

（3）雇用対策協議会の活用

市内には、事業所 48 社と亀山商工会議所において「亀山市雇用対策協議会」が組織されている。県内高等学校進路指導主事との求人懇談会や企業見学会など、市内企業が優秀な人材を確保するための取組みや、企業間の交流を図る取組みを継続的に実施していることから、今後も当協議会の活動を支援し、活用していく。

（技術支援等に関する事項）

（1）産学官民の連携による技術支援

企業と三重大学や鈴鹿工業高等専門学校などの教育機関、公益財団法人三重県産業支援センターや三重県工業研究所などの研究・支援機関、また金融機関や商工会議所などと広域的な連携により企業支援体制の充実を図り、共同研究や技術相談、販路開拓、新事業展開などを支援する取組みを行う。また、企業の技術者や研究者など階層ごとの“人”の交流を進め、ビジネスマッチングや企業が持つ技術やネットワークを共有し、研究開発や共同受注を行えるグループづくりの取組みを促進する。

(その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項)

(1) 企業アドバイザーの設置

本計画に掲げる産業の集積や地域産業の活性化を促進するため、外部から専門家を雇用するなどして、定期的な企業訪問による企業ニーズの把握や企業と連携機関との仲介など、総合的な企業支援を行う。

(2) 企業立地支援制度

現行の企業立地支援制度を活用するとともに、企業ニーズの変化に合わせた支援制度の充実改正に努める。

・亀山市の支援制度

◆ 亀山市産業振興奨励金

市内に事業所の新設・増設・移設を行う企業に対し奨励金を交付する。

(奨励措置の対象事業)

ア. 物品の製造に係わる事業(日本標準産業分類に規定する大分類Eの製造業)

イ. 物流機能を有する保管施設事業

ウ. その他規則で定める事業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、デザイン業、エンジニアリング業、研究開発支援検査分析業、その他市長が認めるもの)

奨励措置対象条件					奨励措置			
事業区分	事業者区分	立地区区分	投下固定資産総額	新規雇用者等	奨励金額		各年度限度額	奨励期間
ア ウ	中小企業者以外	新設 増設 移設	5 億円以上	15 人以上	指定施設に係わる各年度の固定資産税相当額 × 50/100 + 土地取得 価格相当額 × 10/100 × 1/3		1 億	3 年
	中小企業者	新設						
		増設 移設	1 億円以上	増設・移設前の 雇用者数以上				
イ	区分なし	新設 増設 移設	5 億円以上	15 人以上		× 50/100		
アイウ	区分なし	新設 増設	200 億円以上	100 人以上	指定施設 に係わる各 年度の固 定資産税 相当額	× 70/100	2 億	5 年
アイウ	区分なし	新設	600 億円以上	300 人以上		× 90/100	9 億	5 年

適用期間 平成 29 年 3 月 31 日まで

・三重県の支援制度

◆産業集積促進補助金

産業集積の核となる情報通信関連の工場の立地に補助を行う

対象業種	対象業種 製造業のうち、情報通信関連の業種に属する工場，事業所の新設が対象
要件	土地・建物・機械設備の取得を伴う場合 ・新規立地に係る投下固定資産の総額が600億円以上であること。 ・新規立地において増加する事業従事者が600人以上，うち常用雇用者が300人以上かつ県内常用雇用者が100人以上であること。 ・情報通信関連の業種のうち，特に関連産業の集積促進に寄与すると認められる業種に該当すること。
補助金額	補助対象にかかる投下固定資産額×15%
限度額	90億円(最大15年間に分割して交付します。)
その他	平成23年度までの時限措置

◆基幹産業立地促進補助金

県基幹産業分野等に属する工場の立地に補助を行う

対象業種	以下の業種に属する工場(事業所)の新設又は増設が対象。 製造業のうち輸送用機械器具，化学・石油製品，電気機械器具及び一般機械器具に属する工場の建設であること。
要件	①操業開始の日から3年を経過するまでの建物・機械設備等，投下償却資産額が150億円以上であること(土地を除く)。 ②立地に伴って増加する常用雇用者の数が操業開始の日から3年を経過するまでに20人以上であること。 ③工場適地等，工場の立地が適当と認められる場所への立地であること。
補助金額	・5億円を定額補助 ・5億円を上限に，操業開始後三重県に納付した法人県民税及び法人事業税の8割を補助。(土地は対象外)
限度額	10億円
その他	・平成23年度までの時限措置 ・拠点化を図る場合は、対象業種は全ての製造業 ・機械設備等の設備投資のみの場合においては、事業所の拠点化を図り、かつ環境・エネルギー関連分野に属する製造業であること。

◆バレー構想先端産業等立地促進補助金

バレー構想等で集積を目指す先端的産業の工場の立地に補助を行う

対象業種	以下の業種に属する工場(事業所)の新設又は増設が対象。 ①製造業のうち、情報通信関連、医療・健康・福祉関連 ②県が製造業の中で指定する高度部材・素材関連等の業種(ロボット、燃料電池、情報家電の要素技術となるもの)
要件	(1)公的用地を新たに取得又は賃借して立地する場合 ①建物・機械設備等、投下償却資産額が3億円以上であること(土地を除く)。 ②立地に伴って増加する常用雇用者の数が10人以上であること。 (2)(1)以外の場合 ①建物・機械設備等、投下償却資産額が10億円以上であること(土地を除く)。 ②立地に伴って増加する常用雇用者の数が10人以上であること。 ③工場適地等、工場の立地が適当と認められる場所への立地であること。
補助金額	建物、機械設備等補助対象となる投下償却資産額の10%又は15% (土地は対象外)。
限度額	5億円
その他	平成23年度までの時限措置

◆研究開発施設等立地促進補助金

研究開発施設又は試験認証機関の立地に補助を行う

要件	①建物・機械設備等、投下固定資産額が2億円以上であること(土地を除く)。 ②研究開発施設等の立地が適当と認められる場所への立地であること。
補助金額	建物、機械設備等補助対象となる投下償却資産額の10%(土地は対象外)。
限度額	5億円
その他	・平成23年度までの時限措置 ・機械設備等の設備投資のみの場合においては、事業所の拠点化を図り、かつ環境・エネルギー関連分野に属する製造業であること。

※三重県の上記補助金（産業集積促進補助金、基幹産業立地促進補助金、バレー構想先端産業等立地促進補助金、研究開発施設等立地促進補助金）については、原則23年度末で終了したことから、現在新たな制度を検討しています。

◆産業活性化推進資金(三重県)

中小企業が経営革新に取り組む際に必要な資金やものづくり中小企業が取り組む前向きな事業活動に必要な設備資金を円滑に調達できるよう支援する。

	経営革新支援資金	ものづくり企業応援資金
対象者	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項に基づく経営革新計画の知事承認を受けた中小企業者	・県が実施するものづくり企業に対する支援策(補助制度)を受けている中小企業 ・県の企業立地に係る計画認定を受けている中小企業者
資金使途	運転資金・設備資金	設備資金
融資限度額	5,000万円(うち運転 2,000万円)	5,000万円
融資率	1.75%	1.55%
	取扱金融機関に対して、0.5%利子補給補助金	
保証料率	0.44%(県補助:0.24%)	0.45~1.50%(県補助:0~0.40%) 0.44%(県補助:0.24%)
融資期間	運転5年、設備7年	
融資方式	証書貸付	
返済方式	元金均等月賦返済	
担保・保証人	取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる	

◆環境・防災対策等促進資金(三重県)

中小企業が環境対策や防災対策を行なうあたり、必要な資金を円滑に調達できるよう支援する。

【環境対策】

対象者	①新エネルギー設備の設置を行なう中小企業者及び組合 ②省エネルギー設備の設置を行なう中小企業者及び組合 ③公害防止活動、環境保全活動又は、リサイクル関連施設の整備等を行なう中小企業者及び組合 ④排出基準非適合車を排出基準に適合する新車に買い換え、アスベスト等の飛散未然防止措置を行なう中小企業者及び組合
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	5,000万円(土壌汚染調査 200万円)
融資率	①、②、④1.55% ③1.75%
保証料率	0.45~1.50%
融資期間	運転5年、設備7年(車両を含む場合は5年)
担保・保証人	取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる

【防災対策】

対象者	①建築物の耐震診断、補強計画、耐震改修設計及び事業継続計画(BCP)を策定する中小企業者及び組合 ②建築物の耐震補強、機械等の転倒防止、浸水を防ぐ事務所等のかさ上げ等防災対策を行なう中小企業者及び組合
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	①500万円 ②5,000万円
融資率	1.55%
保証料率	0.45～1.50%
融資期間	①運転5年 ②設備10年
担保・保証人	取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる

【規格取得】

対象者	ISO14000 シリーズ、ISO9000 シリーズの認証取得を行なう中小企業者及び組合
資金使途	運転資金
融資限度額	1,000万円
融資率	1.75%
保証料率	0.45～1.50%
融資期間	①運転5年
担保・保証人	取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる

8 環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際して配慮すべき事項

(環境保全に関する事項)

当地域における企業立地については、市と環境保全に関する協定を締結し、企業に対して公害防止対策の措置、緑化の推進及び環境マネジメント導入の推進等を行い、環境保全に取り組むように求めている。特に、公害防止対策については、設置される施設に応じて大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭などの項目について排出基準を盛り込み、これを遵守するように求めている。

亀山・関テクノヒルズ工業団地については、開発前に環境影響評価を実施しており、当該手続きの中の地域住民への説明会等を通じて住民への理解が得られている。今後も引き続き、住民への理解が深められるよう努めていく。

(犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穩の確保に関する事項)

①犯罪及び事故の防止に配慮した施設の整備と管理

犯罪及び事故の防止を図るため、周囲からの見通しを確保した施設の配置、歩道と車道の分離、防犯カメラや防犯灯等の設置などに住民の理解を得ながら努める。

②地域における防犯活動への協力

事業者等は、地域住民等が行う犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する自主的な活動に積極的に参加するほか、活動に必要な情報、物品、場所等を提供するなどの協力を住民の理解を得ながら行う。

③犯罪捜査への協力等

事業者等は、事件・事故発生時における警察への連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を行うとともに、企業立地を通じた産業の集積に伴い新たに必要となる警察活動に要する経費を措置する。

④暴力団等の排除

暴力団等反社会的勢力を排除するとともに、同勢力からの様々な要求には応じない。

⑤外国人の不法就労の防止

事業者が外国人を雇用しようとする際には、適法な就労を確保するよう事業者や自治体において資格の確認を行うなどの必要な措置をとるとともに、就労者に対して日本の法制度、習慣等について指導を行う。

9 法第5条第2項第3号に規定する区域における同項第7号の施設の整備が、農用地等として利用されている土地において行われる場合にあっては、当該土地を農用地等以外の用途に供するために行う土地の利用の調整に関する事項

該当なし

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成28年度末日までとする。

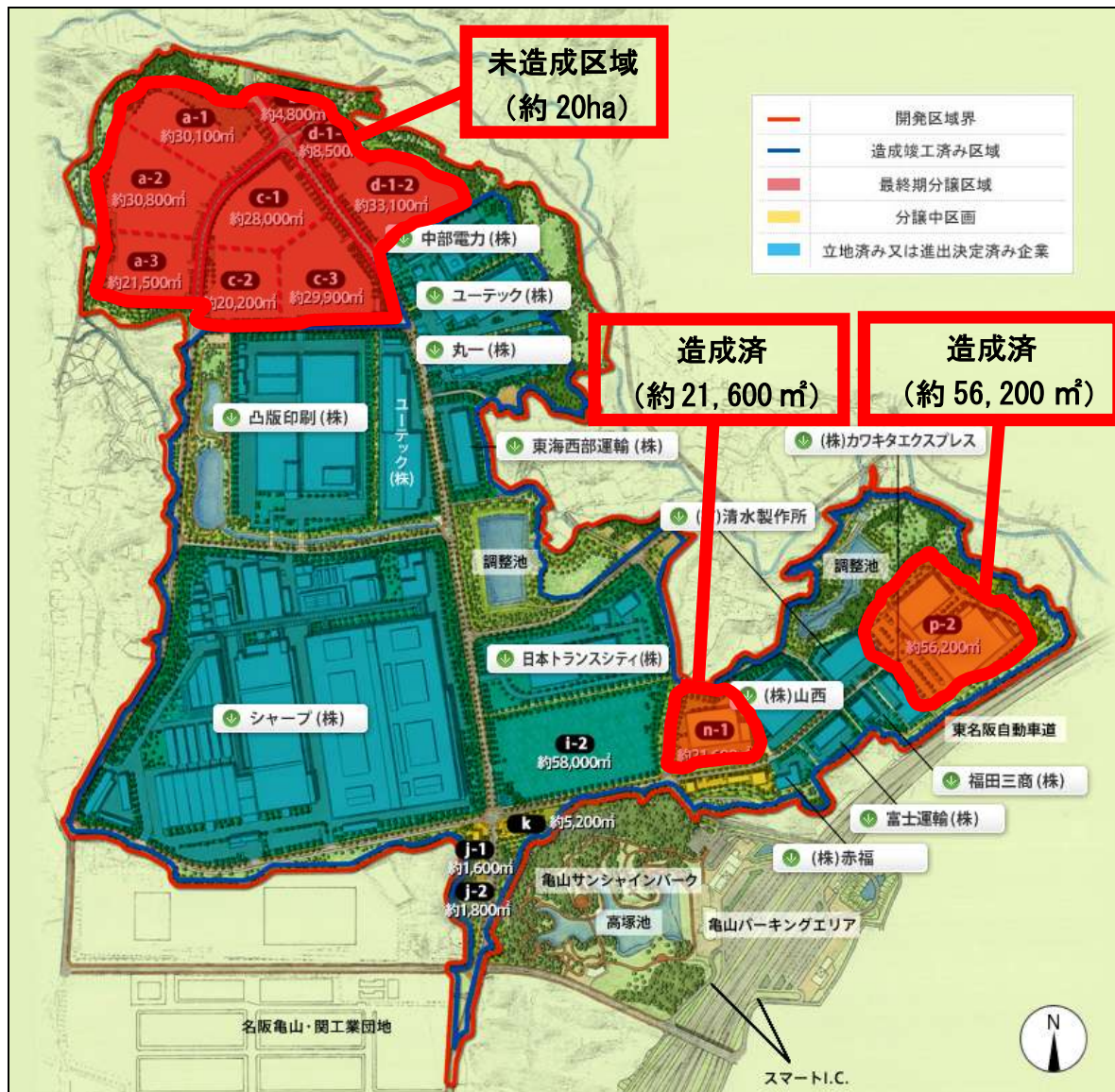
除外区域

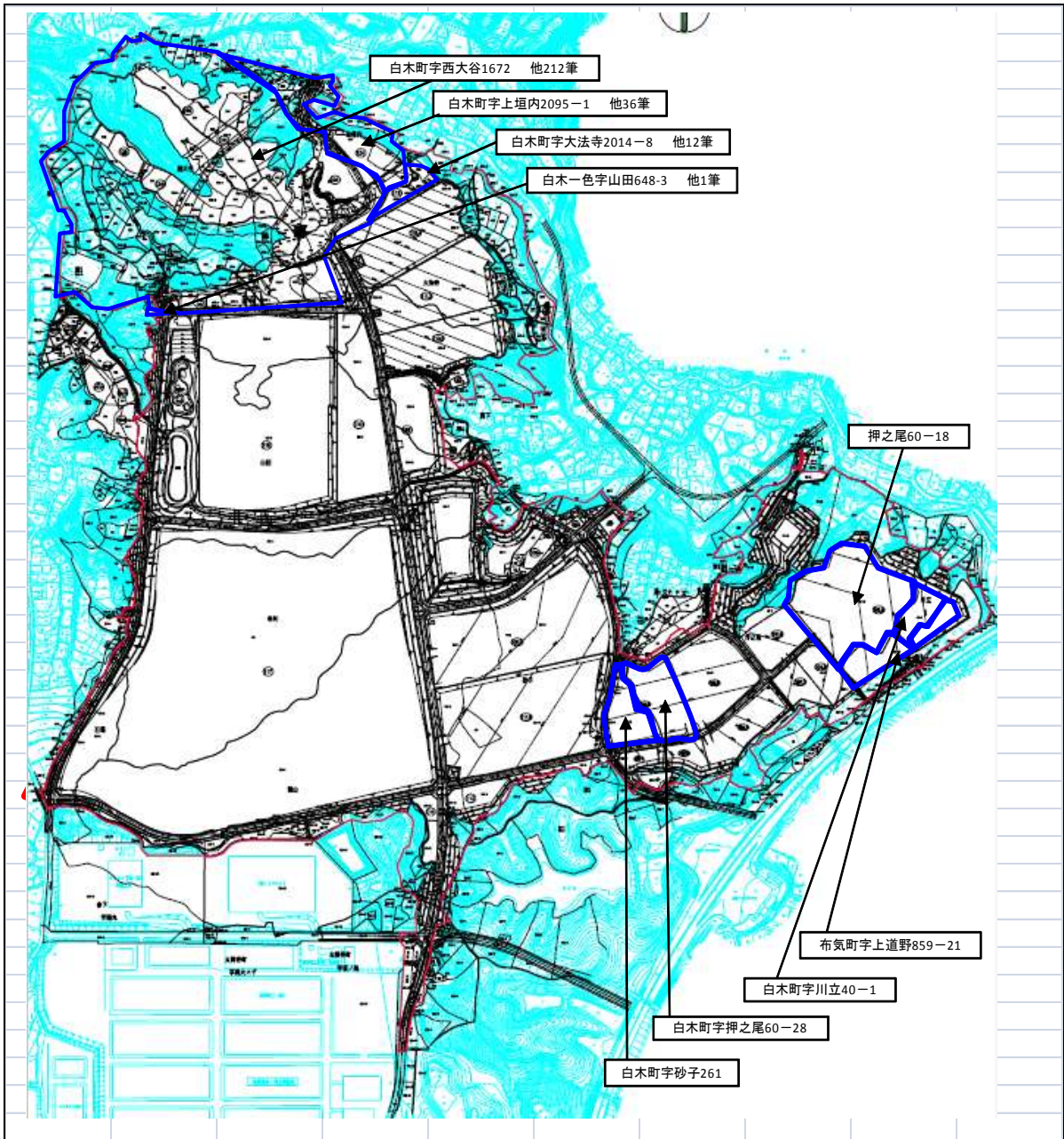
凡例
— 集積区域
— 除外区域



集積地域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域

亀山・関テクノヒルズ

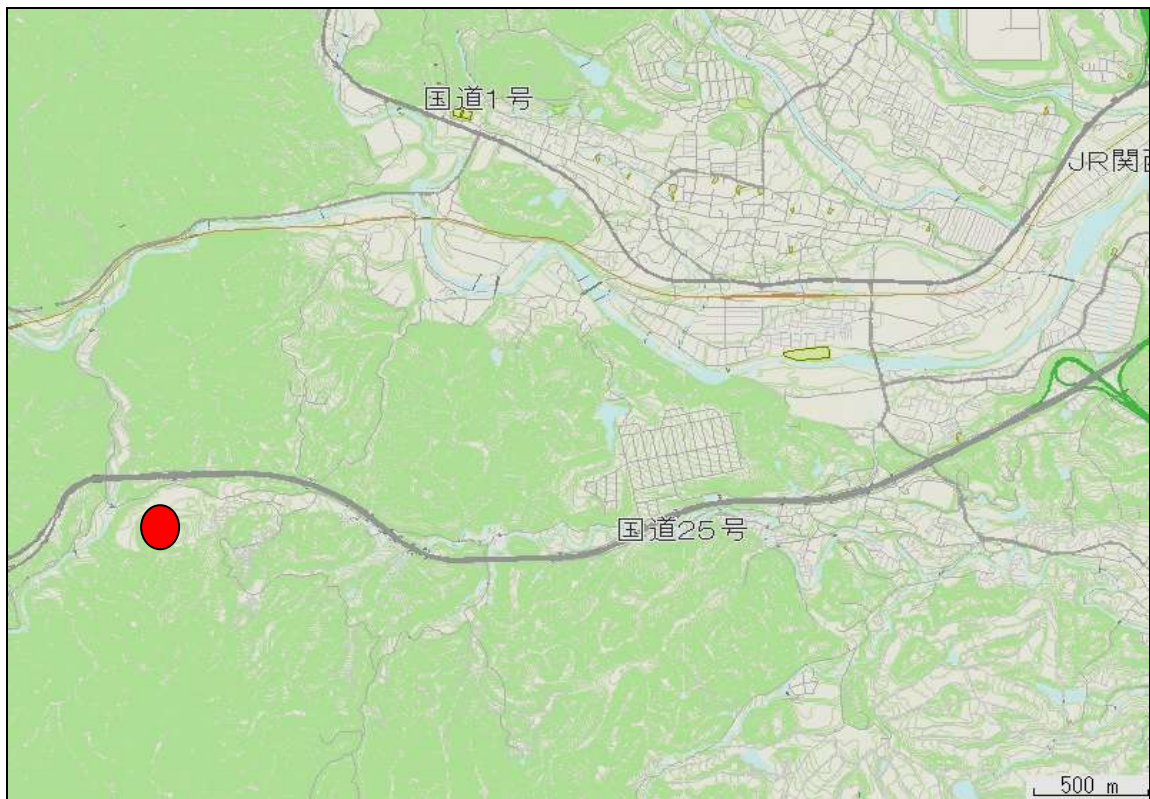




	所在地	地番		所在地	地番		所在地	地番
1	白木町字川立	40-1	51	白木町字西大谷	1708	101	白木町字西大谷	1745-23
2	白木町字押之尾	60-18	52	白木町字西大谷	1709-1	102	白木町字西大谷	1745-24
3	布気町字上道野	859-21	53	白木町字西大谷	1710-1	103	白木町字西大谷	1745-25
4	白木町字押之尾	60-28	54	白木町字西大谷	1711	104	白木町字西大谷	1745-26
5	白木町字砂子	261	55	白木町字西大谷	1712-3	105	白木町字西大谷	1745-27
6	白木一色字山田	648-3	56	白木町字西大谷	1712-4	106	白木町字西大谷	1745-28
7	白木一色字山田	648-10	57	白木町字西大谷	1712-5	107	白木町字西大谷	1745-29
8	白木町字西大谷	1672	58	白木町字西大谷	1712-6	108	白木町字西大谷	1745-30
9	白木町字西大谷	1673	59	白木町字西大谷	1712-16	109	白木町字西大谷	1745-31
10	白木町字西大谷	1675	60	白木町字西大谷	1712-17	110	白木町字西大谷	1745-32
11	白木町字西大谷	1676	61	白木町字西大谷	1713	111	白木町字西大谷	1745-34
12	白木町字西大谷	1677	62	白木町字西大谷	1714-1	112	白木町字西大谷	1745-36
13	白木町字西大谷	1678-1	63	白木町字西大谷	1715-1	113	白木町字西大谷	1745-38
14	白木町字西大谷	1679	64	白木町字西大谷	1716	114	白木町字西大谷	1745-40
15	白木町字西大谷	1680	65	白木町字西大谷	1716-1	115	白木町字西大谷	1747
16	白木町字西大谷	1681	66	白木町字西大谷	1716-3	116	白木町字西大谷	1751
17	白木町字西大谷	1682	67	白木町字西大谷	1717	117	白木町字西大谷	1751-1
18	白木町字西大谷	1683	68	白木町字西大谷	1718-1	118	白木町字西大谷	1752
19	白木町字西大谷	1684	69	白木町字西大谷	1719-4	119	白木町字西大谷	1753
20	白木町字西大谷	1684-1	70	白木町字西大谷	1735-4	120	白木町字西大谷	1754
21	白木町字西大谷	1686	71	白木町字西大谷	1737-2	121	白木町字西大谷	1755
22	白木町字西大谷	1687	72	白木町字西大谷	1738	122	白木町字西大谷	1756
23	白木町字西大谷	1688-1	73	白木町字西大谷	1739	123	白木町字西大谷	1758
24	白木町字西大谷	1688-2	74	白木町字西大谷	1740-1	124	白木町字西大谷	1759
25	白木町字西大谷	1688-3	75	白木町字西大谷	1741	125	白木町字西大谷	1760
26	白木町字西大谷	1688-4	76	白木町字西大谷	1742	126	白木町字西大谷	1762-1
27	白木町字西大谷	1688-5	77	白木町字西大谷	1743-6	127	白木町字西大谷	1763
28	白木町字西大谷	1689-1	78	白木町字西大谷	1743-7	128	白木町字西大谷	1764-1
29	白木町字西大谷	1691-2	79	白木町字西大谷	1745-1	129	白木町字西大谷	1764-3
30	白木町字西大谷	1691	80	白木町字西大谷	1745-2	130	白木町字西大谷	1765-1
31	白木町字西大谷	1692	81	白木町字西大谷	1745-3	131	白木町字西大谷	1767
32	白木町字西大谷	1693-1	82	白木町字西大谷	1745-4	132	白木町字西大谷	1768
33	白木町字西大谷	1693-2	83	白木町字西大谷	1745-5	133	白木町字西大谷	1769
34	白木町字西大谷	1694	84	白木町字西大谷	1745-6	134	白木町字西大谷	1770
35	白木町字西大谷	1695	85	白木町字西大谷	1745-7	135	白木町字西大谷	1771
36	白木町字西大谷	1696	86	白木町字西大谷	1745-8	136	白木町字西大谷	1773-3
37	白木町字西大谷	1697-1	87	白木町字西大谷	1745-9	137	白木町字西大谷	1774-1
38	白木町字西大谷	1698-1	88	白木町字西大谷	1745-10	138	白木町字西大谷	1774-3
39	白木町字西大谷	1699-1	89	白木町字西大谷	1745-11	139	白木町字西大谷	1775
40	白木町字西大谷	1700-1	90	白木町字西大谷	1745-12	140	白木町字西大谷	1778-2
41	白木町字西大谷	1700-3	91	白木町字西大谷	1745-13	141	白木町字西大谷	1779
42	白木町字西大谷	1701-1	92	白木町字西大谷	1745-14	142	白木町字西大谷	1780-1
43	白木町字西大谷	1701-3	93	白木町字西大谷	1745-15	143	白木町字西大谷	1780-3
44	白木町字西大谷	1702	94	白木町字西大谷	1745-16	144	白木町字西大谷	1781
45	白木町字西大谷	1702-1	95	白木町字西大谷	1745-17	145	白木町字西大谷	1782
46	白木町字西大谷	1703	96	白木町字西大谷	1745-18	146	白木町字西大谷	1783
47	白木町字西大谷	1704	97	白木町字西大谷	1745-19	147	白木町字西大谷	1784
48	白木町字西大谷	1705	98	白木町字西大谷	1745-20	148	白木町字西大谷	1784-3
49	白木町字西大谷	1706	99	白木町字西大谷	1745-21	149	白木町字西大谷	1785
50	白木町字西大谷	1707	100	白木町字西大谷	1745-22	150	白木町字西大谷	1787

	所在地	地番		所在地	地番		所在地	地番
151	白木町字西大谷	1787-1	201	白木町字西大谷	1852-1	251	白木町字上垣内	2105-2
152	白木町字西大谷	1788	202	白木町字西大谷	1852-2	252	白木町字上垣内	2105-3
153	白木町字西大谷	1789	203	白木町字西大谷	1852-5	253	白木町字上垣内	2126
154	白木町字西大谷	1790	204	白木町字西大谷	1852-6	254	白木町字上垣内	2352-1
155	白木町字西大谷	1790-1	205	白木町字西大谷	1856	255	白木町字上垣内	2352-2
156	白木町字西大谷	1791	206	白木町字西大谷	1861-2	256	白木町字上垣内	2352-3
157	白木町字西大谷	1792	207	白木町字西大谷	1861-3	257	白木町字上垣内	2352-5
158	白木町字西大谷	1793	208	白木町字西大谷	1863-1	258	白木町字上垣内	2354
159	白木町字西大谷	1794	209	白木町字西大谷	3936-2	259	白木町字上垣内	2356
160	白木町字西大谷	1795	210	白木町字西大谷	3937-1	260	白木町字上垣内	2357
161	白木町字西大谷	1796	211	白木町字西大谷	3937-2	261	白木町字上垣内	2357-1
162	白木町字西大谷	1800	212	白木町字西大谷	3938-2	262	白木町字上垣内	2358
163	白木町字西大谷	1801	213	白木町字西大谷	3939	263	白木町字上垣内	2359
164	白木町字西大谷	1802	214	白木町字西大谷	3940	264	白木町字上垣内	2359-1
165	白木町字西大谷	1803	215	白木町字西大谷	3941	265	白木町字上垣内	2361-1
166	白木町字西大谷	1804-1	216	白木町字西大谷	3942	266	白木町字上垣内	2361-2
167	白木町字西大谷	1804-2	217	白木町字西大谷	3943	267	白木町字上垣内	2362-1
168	白木町字西大谷	1805	218	白木町字西大谷	1749	268	白木町字上垣内	2351
169	白木町字西大谷	1806	219	白木町字西大谷	1750	269	白木町字上垣内	2355
170	白木町字西大谷	1807-1	220	白木町字西大谷	1678-2	270	白木町字上垣内	2360
171	白木町字西大谷	1807-3	221	白木町字大法寺	2014-8			
172	白木町字西大谷	1808-1	222	白木町字大法寺	2039-3			
173	白木町字西大谷	1808-3	223	白木町字大法寺	2039-4			
174	白木町字西大谷	1809	224	白木町字大法寺	2080			
175	白木町字西大谷	1810	225	白木町字大法寺	2081-1			
176	白木町字西大谷	1811	226	白木町字大法寺	2081-2			
177	白木町字西大谷	1812	227	白木町字大法寺	2085-3			
178	白木町字西大谷	1813	228	白木町字大法寺	2085-4			
179	白木町字西大谷	1813-1	229	白木町字大法寺	2086-1			
180	白木町字西大谷	1814-4	230	白木町字大法寺	2087			
181	白木町字西大谷	1814-7	231	白木町字大法寺	2088			
182	白木町字西大谷	1816	232	白木町字大法寺	2089-1			
183	白木町字西大谷	1817-1	233	白木町字大法寺	2089-2			
184	白木町字西大谷	1818	234	白木町字上垣内	2090-1			
185	白木町字西大谷	1820	235	白木町字上垣内	2090-2			
186	白木町字西大谷	1821	236	白木町字上垣内	2090-3			
187	白木町字西大谷	1831	237	白木町字上垣内	2090-4			
188	白木町字西大谷	1834-1	238	白木町字上垣内	2091			
189	白木町字西大谷	1834-3	239	白木町字上垣内	2095-1			
190	白木町字西大谷	1835-1	240	白木町字上垣内	2095-2			
191	白木町字西大谷	1840-1	241	白木町字上垣内	2095-3			
192	白木町字西大谷	1842-1	242	白木町字上垣内	2095-4			
193	白木町字西大谷	1842-4	243	白木町字上垣内	2095-5			
194	白木町字西大谷	1843-1	244	白木町字上垣内	2097-1			
195	白木町字西大谷	1845	245	白木町字上垣内	2098-1			
196	白木町字西大谷	1845-1	246	白木町字上垣内	2098-3			
197	白木町字西大谷	1846-1	247	白木町字上垣内	2099			
198	白木町字西大谷	1847-1	248	白木町字上垣内	2100			
199	白木町字西大谷	1848-1	249	白木町字上垣内	2101			
200	白木町字西大谷	1849	250	白木町字上垣内	2104			

民間遊休地



関町越川字方時 110、関町越川字見當 147、152、158-2
関町久我字土山田 395、424-4、442、449-1、444、445、446、447、452-4